

Ⅲ 設計変更に関する想定問答

注)「設計変更に関する想定問答」では、設計変更の一定の考え方を示したに過ぎず、各事案の設計変更にあたっては、各港毎の現場条件を踏まえ、各地方整備局等の判断で適正な設計変更を実施して頂きたい。

1. 「条件変更」等の考え方について……………Ⅲ-3
・問1～問9
2. 「工事一時中止」の考え方について……………Ⅲ-13
・問10～問11
3. スライド条項の考え方……………Ⅲ-15
・問12
4. 「臨機の措置」(契約書第27条関連)……………Ⅲ-16
・問13

1. 「条件変更」等の考え方について

問1 積算基準に規定する施工方法と、実際の施工方法が異なる場合に関する設計変更の考え方について

答1

請負工事の公共工事標準請負約款（以降、契約書と言う）よれば「第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と規定されており、特別な事情がある場合を除き、施工方法等については契約の条件となっていない。

積算基準は、多くの工事現場で実際に使われた工法、労働者に支払われた賃金や購入された材料価格、作業に従事した建設機械や作業船の施工能力や経費などを定期的に調査し、その実態から標準積算となる基準を作成している。

すなわち、標準的な施工能力を有する建設業者が標準的な工法で施工する場合に必要な経費を算出することを基本とし、品質の確保を図りつつ入札参加者を過剰に制限しないなど公平性と競争性の確保を重視し構築されている。

そして、標準積算により算出された予定価格は、実際の施工において新たな技術・工法を用いて施工の効率化を図る企業の努力を排除することがあってはならない。

技術革新のみならず豊富な現場経験の蓄積による作業の効率化など、企業における技術進展やコストの縮減努力に対して、これを否定するものでもない。

企業の競争性を確保するという観点で、また技術の研鑽の伴う健全な建設産業の育成という観点からも、標準積算における標準工法等と実際の施工が異なることを許容するものであり、施工方法の違いは設計変更の対象とならないのが一般的な解釈である。

したがって、上記のような技術革新等により標準積算の施工方法に比べて効率的な施工が行われた場合において、設計変更の対象とするべきものではない。

また、標準積算の施工方法が可能であるにもかかわらず、非効率な施工が行われた場合においても、同様に設計変更の対象とはならない。

問2 施工方法等により設計変更の対象となる事案について

答2

施工方法等が設計変更の対象となる場合は、新技術等を活用することにより効率的な施工が見込まれるなど、事業主体として特に施工方法等を指定する場合や、設計図書等において示す現場条件等が実際と一致しなかったり、または予期しない特別な状況が生じるなどして、受注者の責に帰する以外の要件から発注者が想定し積算に用いた施工方法と実際の施工が異なる事態に至った場合が該当する。この際は、適切に設計変更を行う必要がある。

1. 「条件変更」等の考え方について

問3 総合評価方式における技術提案と設計変更の考え方について

答3

総合評価方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた調達を可能とするためのものである。

発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の確保に係る技術提案を求め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することとしている。

したがって、契約の前提として示され、評価された技術提案は内容の如何にかかわらず、受注者の責任において必ず履行されなければならない。

また、総合評価方式における予定価格の作成については、港湾請負工事積算基準を用いて算出することとしているが、これは、港湾工事共通仕様書等に規定する品質出来形管理基準等の標準の品質を確保しつつ施工した場合の標準的なコストを算出しているものであり、過剰な品質向上のない技術提案であることを前提としたものである。

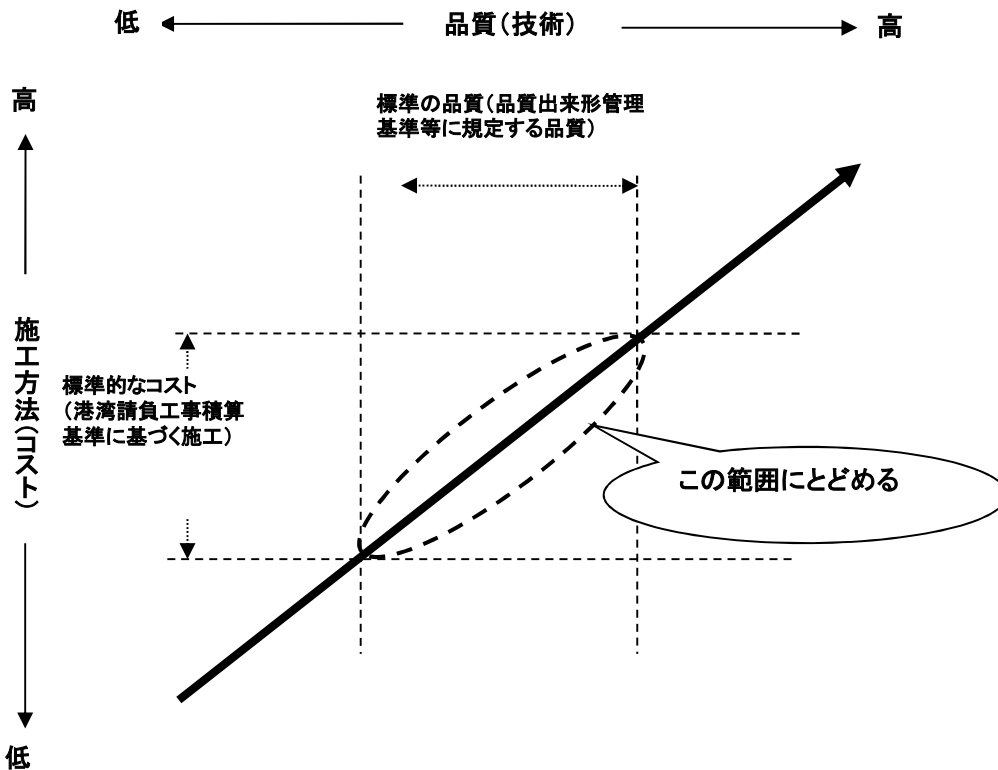
このような前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更は出来ない。

ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、設計図書等に示す現場条件等が実際と一致しなかったり、または、予期しない特別な事情が生じるなどして、受注者の責に帰することのできない要件が発生した場合は、設計変更に係る適切な手続きを行い、必要に応じ標準積算の施工方式による請負代金額の変更または工期の変更を行うことは言うまでもない。

加えて、設計変更により技術提案の前提となる施工条件等が変更される場合には、あらかじめ技術提案の妥当性に関して発注者と請負者の間で協議することが重要である。

その結果、契約時に示した技術提案が有効ではないと発注者が判断した場合は、そのまま履行することが無意味なものとなってしまうことから、受注者は契約の前提として評価された技術提案を履行する必要はない。

1. 「条件変更」等の考え方について



問4 港湾工事の特性である作業船の調達に係る設計変更の考え方について

答4

受注環境の公平性の観点

港湾工事の施工は、起重機船や地盤改良船など作業船の機械力によるところが大きい。

そして、これらの作業船は、ブルドーザーやバックホウ等陸上の作業機械とは異なり、どこでも誰でも調達可能という訳ではない。

一般に作業船は、その特殊性から調達の相手や調達の場所等において限定的とならざるを得ないのが実情である。

現在、港湾工事における発注者の作業船調達の見積は、工事を実施する港湾や近隣の港湾において、工事着手時に作業可能な作業船の在港状況を調査（以降、在港調査という）し、回航または曳航に係る経費に加えてその作業船の施工能力を考慮した直接工事費を算出し、最も経済的となる場所を回航または曳航地として決定している。

また、港湾工事の各工種に対し、全て対応できる作業船を自社で所有している港湾建設の事業者は存在していない。

1. 「条件変更」等の考え方について

作業船は高価であるため、自社所有、複数者の共有、他社の用船など多様な保有形態となっており、工事受注の際の作業船の調達は、受注能力のある元請け会社と複数の作業船保有会社等の連携により成立している。

したがって、全ての入札参加者が、発注者の実施する在港調査により選出した作業船を調達することが可能であるとは限らない。

このように在港調査により想定された作業船を調達するには、その時期、場所、作業船の能力等を考慮した上で作業船保有会社各社の連携が成立する者に限られてしまうことになるが、発注者としては、このように各入札参加者の作業船の調達環境の違いも含めて競争原理に基づくものとの観点から、全ての入札参加者を一律同条件に扱うことにしている。

作業船調達に関する設計変更の実態

受注者は、以上のような背景がある中、調達する作業船を作業現場に投入するために、多大なコストをかけ回航または曳航している。

そして、発注者は、自らの在港調査により選出した作業船を受注者が調達することが出来なかった場合においても、つまり、回航または曳航費が予定価格における見積額と異なる結果であったとしても、その増加した分について請負代金額の変更を行うことはできない。

これは、会計法第二十九条の六の「予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申し込みしものを契約の相手方とできる」旨の規定に、また予算決算及び会計令第八十条の「予定価格は総額について定める」旨の規定に基づかなければならないとされていることによる。

そして競争性を確保するため施工方法を規定しない現行の契約書のもと、予定価格の範囲内で契約が成立している事案に対して、請負代金額の変更に応じることは困難と判断せざるを得ないためである。

そこで、発注者は自らの在港調査により選出し最も効率的と考えられる作業船の回航等の条件を説明するため、特記仕様書においてその作業船の規格や基地港または所在港（以降、基地港という）を明示している。

言い換えれば一般には行わない施工方法について一部ではあるがあえて特定し、受注者が特記仕様書に示す基地港と異なる場所から回航等した場合、その合理性を検証した上、「契約書第18条 条件変更等」を適用し設計変更に応じるための手段を設定している。

設計変更を行うための合理的な理由の条件

ここで、回航等の合理性の検証について次のとおり整理したい。

該当の作業船が、所有、共有、用船の保有形態の如何にかかわらず、特記仕様書に示す基地港と異なる場所から回航等した場合、以下の理由に基づくものは設計変更の対象になるものとする。（増額及び減額の両方を含む）

1. 「条件変更」等の考え方について

- ▶ 契約後最初に行う施工計画書の立案時において、特記仕様書に示す基地港に該当の規格を満足する作業船が存在しなかった場合
- ▶ 契約後最初に行う施工計画書の立案時において、特記仕様書に示す基地港に該当の規格を満足する作業船が存在するが、工事期間中において、他の工事で既に稼働予定またはドッグ等休止予定が見込まれていた場合
- ▶ 契約後最初に行う施工計画書の立案時において、特記仕様書に示す基地港に作業船は存在するが、発注者の想定する規格とは異なり、十分な施工能力を備えていない場合
- ▶ 契約後最初に行う施工計画書の立案後であっても、施工計画書立案時に、特記仕様書に示す基地港に該当の規格を満足する作業船が存在していたが、工事期間中に想定外の変更となり、他の工事で稼働またはドッグ等休止となってしまう場合

問4-1

作業船の回航費及び曳航費について、発注公告時に想定していた作業船の基地港及び作業船規格を設計図書に明示し契約したが、契約後に当該作業船が使用できないことが判明した場合や在港していない場合の設計変更の考え方、また、その際の受注者からの確認請求の時期に係る考え方について

答4-1

発注者として最も効率的且つ経済的に工事を実施することが可能として想定していた作業船が、発注者と受注者間の協議に基づき当該工事に投入できない合理的な理由が立証される場合は、適切に設計変更を行う必要がある。

なお、設計変更により当該工事に投入される対象の作業船については、再度、在港調査等のデータと照らし合わせ、受注者が使用する使用船舶の妥当性を確認し実際の回航または曳航場所からの運搬経費に加え、作業能力も含めてその時点における最も効率的且つ経済的であると言う前提が必要であり、作業船規格も含めて変更の対象と考えるべきである。

また、上記の変更についての協議は、発注者が当初想定する作業船の調達可否が判明する時期、いわゆる当該作業船が使用できないことや在港していない等が判明した時期が重要となる。

契約と同時に直ちに作業船の確保に努めるべきであり、その努力を怠り当該工事への投入の機会を逸するべきではない。しかしながら、契約後においても、受注者の責によらず、確保した作業船が当該工事に投入できなくなる場合も考えられる。

したがって、その申し出を行う受注者からの確認請求の時期については、契約後最初に行う施工計画書の立案時及び、状況が変わった時点で速やかに行う必要があると考えている。

1. 「条件変更」等の考え方について

作業船の回航等に関する特記仕様書の記載例（案）

- (1) ○○船の回航は、○○港を基地として往復（片道）の回航費を計上している。
- (2) ○○船の回航は、当該港への入出港を書面等をもって確認し、入出港が基地港と異なる場合については、監督職員と別途協議しなければならない。
- (3) ○○船の回航において、付属船の配備が必要となる場合は、回航許可書等により監督職員と別途協議しなければならない。
- (4) ○○船の回航において、その他疑義が生じた場合は監督職員と別途協議しなければならない。
- (5) 回航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

問4-2

隣接する施工現場でほぼ同時期に二件の工事を実施する場合において、当初発注ではA工事である地点からの回航費を往復計上し、B工事では別の地点からの回航費を往復計上していたが、その後調整で総合的判断からA工事からB工事に工程上の調整がなされ、共同使用することが可能となった場合の設計変更の考え方について

答4-2

発注時の考え方として、A工事、B工事を最も経済的かつ合理的に実施する場合の予定価格を設定する観点からのみ判断すれば、一件の工事としてまとめて発注するべきであったと考えられるが、その他の配慮事項によりこのような発注計画となった場合において、当初の契約後に両工事の受注者による工程調整の結果、A工事からB工事への使用船舶の引き継ぎが可能とされた場合は、現地で妥当性を確認した上で、契約書第18条第1項第1号に基づき受注者による確認請求及び発注者による通知を行った上で、A工事では往路のみ、B工事では復路のみとし、本来の基地港を基準として請負代金額の変更をするべきである。

なお、発注者は当該事項が確認された場合、速やかに受注者に連絡し、作業船の重複調達が発生しないよう配慮することが重要である。

問5 任意仮設の設計変更の考え方について

答5

請負工事の「契約書 第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と規定されており、任意仮設としての工作物は、その設計、出来形、品質及び施工方法等の一切について受注者の責任で行い、原則として設計変更の対

1. 「条件変更」等の考え方について

象としていない。

また、その際の予定価格の見積もりについては、その目的物を築造するために必要な標準的な仮設物の施工について見込むこととして、一般的な港湾構造物の築造に必要な仮設物については予め積算基準の率計算によることとして規定し標準的なコストを見積もることとしている。

なお、一部例外として積算基準に記載のない特殊な施工条件や構造物において、任意仮設に係る経費が予定価格の総額に占める割合が大きいなど、その入札額に大きな影響を与えることが予想される場合においては、施工方法の任意性に配慮するため契約の条件等とは定めないまでも、参考として仮設物の施工図面等を示す場合がある。

このように任意仮設は、契約の条件として縛られることなく、その手段の一切を受注者に委ねているが、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しないこと等に起因して、発注者の想定する積算基準の規定する標準の施工方法や参考として示す図面等の条件では施工が不可能である場合など、当初発注時点で予期しえなかった条件等が確認された場合は、所定の手続きに従い適切に請負代金額を変更する必要がある。

問5-1 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、設計図面に無い敷き鉄板等の仮設物が必要となったが、その費用の請求について

答5-1

現行積算基準における共通仮設費の率計算に係るものは、標準工法による施工において標準的に必要となる仮設物について見込まれるものであり、敷鉄板(覆工板)のような現場条件に応じて計上される仮設物の経費は含まれていない。

したがって、図面等を含む設計図書において地盤の強度条件が示されておらず、当初の予定価格に見込むべき経費であったとすれば、現地を確認した上で請負代金額の変更を行うべきである。

なお、共通仮設費率の詳細については、「港湾土木請負積算基準 第2章工事費の積算 2節間接工事費」を参照されたい。

問5-2 止水のための仮設矢板(任意)を当初設計で見込んでいたが、工事発注後、現地の地盤条件は変わらないが、施工の安全性を確保するため矢板を支持地盤まで打ち込んで施工したいとの受注者の提案に対し、発注者側もこの提案に同意した場合、その費用の請求の考え方について

1. 「条件変更」等の考え方について

答5-2

発注者においては、契約の前提として現地の地盤条件から施工の安全性も考慮した上で支持地盤までの打設は不要と判断し設計したものであるから、オーバースペックともとれる受注者の提案に対して、一般に設計変更に応じ請負代金額を変更することは困難と考えられる。

なお、施工の安全性の確保の観点から、受注者の提案において発注者が想定していない合理的事由が明らかな場合は、この限りではない。

また、受注者の責任において施工されるものに対しては、発注者が施工に関する「承諾」という形で同意したとしても、請負代金額の変更の考え方を左右するものではない。

問5-3 排水孔等の地下埋設物等の設置に当たり、オープンカットにより1:1.5の法勾配で掘削することを見込んでいたが、法崩れによる手戻りを避けるため土留矢板を設置して掘削したいとの受注者の提案に対し、その費用の請求の考え方について

答5-3

工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意であるため、この場合の土留矢板については任意の仮設物である。

発注者が想定する施工方法は、土質調査等の諸条件を踏まえ、経済性、施工性、効率性、安全性等を十分に検討した上でオープンカットによる工法で設定したものであることから、土留矢板による施工方法で請負者が提案したとしても、請負代金額を変更することは一般的にはできない。

なお、受注者の責任において施工される土留め矢板の設置等に関して、発注者は施工性、効率性、安全性等を施工に関する「承諾」に基づき確認することが重要である。

ただし、当初想定する土質条件等に現状不一致が見られ、発注者の想定するオープンカットによる施工が合理的ではないことが判明した場合は請負代金額の変更の対象となることから、慎重に協議することが重要となる。

問6 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）な事が判明し、材料規格等を変更する場合の考え方について

答6

受注者の調査により、契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能と判明した場合、「契約書第18条第1項第3号 設計図書の表示が明確でないこと」に該当するものと考えられ、仕様書、図面等の変更を行う必要がある。

この場合、発注者は使用材料を変更することによる構造物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行う必要がある。

1. 「条件変更」等の考え方について

また、発注者は必要があると認められる時は、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼした時は必要な費用を負担しなければならない。

問7 安全監視船や交通誘導員の日数について、当初積算は発注者の想定する工程表に基づき日数を計上したが、実際は海象条件等が良くて、早く施工が完了した際の変更の考え方について

答7

発注者は、当該工事の標準的な施工方法や施工条件等に加え当該海域の気象海象条件等に基づく供用係数を考慮し、使用船舶の規格、配置、工程等を検討した上で積算を構成し予定価格を作成している。

したがって、積算上の安全監視船や交通誘導員の日数根拠である工程表についても、一般的に必要とされる経費を見積もったものであり、請負代金額の変更に関しては、実際の施工日数に左右されるものではない。

標準的な施工に対して、効率的な施工の企業努力を否定するものではなく、また、非効率に施工された場合も受注者の責に帰すべきものであることから、請負代金額の変更とはならないのが一般的である。

なお、海上保安部や地元住民(漁業者等)からの要請、また、異常な台風の襲来など予見できない事情により工事の進捗に重大な影響がおよび工期の延伸を行う場合、更には、安全監視船や交通誘導員の配置日数を特記仕様書等に明示するなど予め設計変更を前提とする契約の場合等においては、この限りではない。

問8 「見積参考資料」について、設計図書の一部としていない理由について

答8

見積参考資料に示す種々の情報は、発注者の想定する施工方法に基づき工事の対象数量に関して土質特性等を考慮した割り増し係数の提示や現場条件による作業機械の使用条件並びに施工能力の低減係数等の具体的条件を示すことにしており、工事内容や施工条件等について理解を促進し予定価格の透明性の向上に資するためのものと考えている。

一方で、公共事業は、請負工事の公共工事標準請負約款の基本的な考え方にもあるように、受注者による施工方法の任意性を確保することが重要であり、加えて競争性や公平性が求められることから、受注者は、発注者の想定する施工方法を具体化した見積参考資料に拘束されることなく、自身の裁量において効率的な施工方法とする権利が保証されるべきである。

1. 「条件変更」等の考え方について

したがって、設計図書として設計変更の対象とするべき事項は、現場の施工条件を明らかにしつつ工事目的物の品質確保に必要な最低限の条件にとどめ、特記仕様書及び図面等にて表現すべきものと考えている。

このようなことから、見積参考資料を設計図書の一部として扱わないこととしている。

問9 浚渫等の工事は、事前測量等において設計図書との差があれば設計変更の対象となる旨規定しているが、どの程度の量から申請を認めるのかその取り扱いについて

答9

「港湾工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 1-1-35工事の測量」によれば、受注者は、工事の着手後直ちに水深測量等を実施し、監督職員に提出しなければならず、その結果が設計図書と相違する場合監督職員に通知し、その指示を受ける旨規定されている。

また、「同 1-1-3設計図書の照査等 第2項」によれば、施工前及び施工途中に「契約書 第18条 第1項 第1号から第5号」に係る設計図書の照査を行い、該当の事実がある場合は、監督職員にその事実を提出し、確認を求めなければならないとされている。

したがって、設計図書との相違があれば、増減並びに大小にかかわらずその事実は明らかとされるべきものであり、所定の手続きにしたがい設計変更の対象となるものである。

2. 「工事一時中止」の考え方について

問10 工事の一時中止による現場維持費等の増加に係る費用負担の考え方 や手続きについて

答10

工事の一時中止に係る費用については、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開・準備に要する費用及び本支店における費用を計上することとしている。なお、適用の範囲や増加費用の算定手法等については、「港湾土木請負積算基準 2章工事費の積算 4その他 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」において規定しており、参考にされたい。

また、「契約書第20条 工事の中止」に基づき、所定の手続きが規定されている。ここで、気を付けなければならないことは、工事の中止（一時中止を含む）に係る行為は発注者の責任において実施するものである旨規定されていることである。

工事中止（一時中止を含む）は、天災及びその他必要と認められる時に発注者からの通知により実施されるもので、受注者からの請求による工事の一時中止は手続き上出来ないこととなっている。

したがって、工事の一時中止による費用負担が生じ請負代金額の変更が認められる場合は、発注者の意志による場合に限られるということになる。

一方で、「契約書第21条 受注者の請求による工期の延長」の手続きは、台風や冬期風浪など天候の不良による工程の遅延や発注者が行う関連工事の調整の遅れなど、受注者の責に帰すことが出来ない場合の工期の延長を請求するものとなっている。この場合、請負代金額の変更を伴わない工期の変更を認める趣旨の規定である。

このように、契約書第20条の適用か、契約書第21条の適用なのかで、大きく異なる。ただし、契約書第20条の1項によれば、「受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事の全部または一部の施工を一時中止させなければならない」と規定され、発注者に義務を課している。

受注者の責によらず工事の施工が出来ないと認められる場合、言い換えれば、事実上、工事を中止（一部中止含む）せざるを得ない場合、その損害等を受注者が負うことになるため、発注者が工事の中止（一部中止を含む）を命じ、請負代金額や工期の変更を自ら負う義務が生じるものである。したがって、発注者及び受注者が双方十分な理解のもとで適切に判断される必要がある。

2. 「工事一時中止」の考え方について

問11 工期または請負代金額の変更に係る協議の開始時期について

答11

「契約書 第24条第2項及び第25条第2項」において、「工期及び請負代金額の変更に係る協議の開始時期を、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする」旨規定されている。

基本的に、工期及び請負代金額の変更に係る協議は、その都度協議することが必要であるが、軽易な変更が数多くあり、その都度協議するのでは発注者も受注者においても事務作業が膨大となりその負担を軽減するため、まとめて協議が行えるよう、発注者が受注者の意見を聞いた上で通知することとしたものである。

そこで、港湾の工事を実施する上で生じた設計変更に伴う請負代金額の変更及び工期の変更に係る手続きは、軽微な変更（一般に「軽変」と呼んでいる）と重要な変更（一般に「重変」と呼んでいる）に大別し、軽微な変更の場合は、工期末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末及び工期末）に行う事を持って足りることとしている。なお、「重要な変更」と「軽微な変更」の定義は以下のとおりとしている。

（重要な変更）

- 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。
- 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの。

（軽微な変更）

- 重要な変更に該当しないもの。
- 変更見込み金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）以下でも、その金額が4,000万円を超えるものは、契約担当官等の承認が必要となるが、契約変更の手続きは工期末までに行う。

※ 契約担当官等（会計法第29条の2（契約事務の委任）第3項及び第5項に規定された契約担当官及び会計法第13条（支出負担行為事務の委任）第3項及び第5項に規定された支出負担行為担当官、または、会計法第46条の3（事務の代理等）規定された代理の契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。）の承認とは、契約書の各条項別に添って手続きされた設計変更の内容について、監督職員から報告を受けた契約担当官等が変更内容について承認することをいう。

3. スライド条項の考え方について

問12 単品スライド条項（契約書第26条第5項）の適用条件について

答12

工事に使用する材料等の単価について、建設工事は工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることはあっても通常合理的な範囲内の変動は契約当初から予見可能なものであるとして、請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。

しかし、契約書第25条第5項には「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」の取り扱いについて規定されている。

本条項は、他の材料との相対的な比較を含めた検討の上で、請負代金額に通常合理的な範囲を超える影響が生じるほど全国的価格が高騰もしくは急落した場合で、この変動分を受注者または発注者のみの負担とするのは適切ではなく、契約当事者間で負担を分担すべきものであると規定したものである。

このような条件に照らし、平成20年度においては、鋼材類、燃料油及びアスファルト類を対象として選定し、これら品目の価格高騰から急落に至る一連の情勢変化に対応したもので、各工事においては品目ごとの増減額分が1%を超えた場合、請負代金額の変更を行うとした。

したがって、特別な要因により全国的価格が高騰または急落した場合で、この変動分を受注者または発注者のみの負担とするのは適切ではないと判断されることが重要である。

例えば、特定の地域において、コンクリートの単価が一時的に上昇したことがあったとしても、局所の変動で通常合理的な変動の範囲内と判断されるような事案について想定しているものではない。

詳しくは、契約書第25条第5項「単品スライド」について、以下のように通知しているのを参考にされたい。

以下は旧工事請負標準契約書の条番号

- ・【通達】平成20年6月13日付け「工事請負標準契約書第25条第5項の運用について」
- ・【通達】平成20年9月10日付け「工事請負標準契約書第25条第5項の運用の拡大について」
- ・【通達】平成21年2月9日付け「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負標準契約書第25条第5項の運用について」
- ・【マニュアル】平成20年7月25日付け「工事請負標準契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）〔港湾工事編〕」

4. 「臨機の措置」(契約書第27条関連)について

問13 臨機の措置（契約書第27条）に係る適用の範囲や条件等について

答13

港湾工事における臨機の措置として一般に考えられる状況としては、離島等での工事に従事する作業船が島内において適当な避難場所が確保できない場合、また、台風及び低気圧等の来襲に備え安全な避難泊地等に退避させる等の措置が考えられる。

このように工事現場における管理運営に関する事項の範囲を超え受注者が負担することが適当でないと判断される場合、請負代金額の変更を行う事が適当であり、またその費用は実績に応じ精算変更することとなる。

なお、台風等の進路予想による事前の予測が十分可能な場合は、監督職員の意見を聞き、通知を行った上で対応することが重要である。

適用範囲や条件等については、その事案ごとに適切に対応するものであるため、本ガイドライン（案）の「設計変更が可能なケース（契約書第18, 20, 22, 23条）」及び「（参考資料－1）設計変更の事例（契約書第27条（臨機の措置）」を参照されたい。